

8930 Vol.71

ヤ ク ザ ゼロ



大切にしたい私たちの県花

🌸より明るく住みよい神奈川をめざして🌸



撮影 白田恒二氏

暴力団追放「三^ワない運動+1」の推進

暴力団を

- 恐れない
- 金を出さない
- 利用しない
- 協力しない

を実践しましょう



公益財団法人
神奈川県暴力追放推進センター

指定暴力団の代表者等に対する損害賠償請求

平成20年5月施行の改正暴力団対策法では、指定暴力団の代表者等（トップ）の「使用者責任」の範囲を拡大し、組員による不法行為に直接関与していなくても、暴力団トップに対して被害者が賠償請求できるようになりました。実際に不法行為を行った組員に資力がない場合でも、暴力団トップに対して、被害の回復を求めることができるので、被害者救済に大いに役立つことが期待されます。実際に、指定暴力団のトップが責任を認め、被害者に対して損害賠償の支払いに応じた例も多数あります。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（暴力団対策法）

第31条の2 指定暴力団の代表者等は、当該指定暴力団の指定暴力団員が威力利用資金獲得行為（当該指定暴力団の威力を利用して生計の維持、財産の形成若しくは事業の遂行のための資金を得、又は当該資金を得るために必要な地位を得る行為をいう。以下この条において同じ。）を行うについて他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 1 当該代表者等が当該代表者等以外の当該指定暴力団の指定暴力団員が行う威力利用資金獲得行為により直接又は間接にその生計の維持、財産の形成若しくは事業の遂行のための資金を得、又は当該資金を得るために必要な地位を得ることがないとき。
- 2 当該威力利用資金獲得行為が、当該指定暴力団の指定暴力団員以外の者が専ら自己の利益を図る目的で当該指定暴力団員に対し強要したことによって行われたものであり、かつ、当該威力利用資金獲得行為が行われたことにつき当該代表者等に過失がないとき。

具体的な事例 その①

指定暴力団傘下の組員らが運転代行会社を脅迫し、事務所にダンプカーで突っ込むなどして従業員にけがをさせた事件をめぐる、代行会社と同社の役員ら4人が、使用者責任があるとして、指定暴力団組長ら6人に損害賠償を求めた訴訟で和解が成立し、指定暴力団組長ら5人が和解金計1,300万円を支払こととなりました。

自動車売買のトラブルなどから指定暴力団傘下組織の組員が知人男性を恐喝した事件をめぐる、被害者の男性が指定暴力団組長とその指定暴力団のナンバー2、実行行為を行った組員らを相手に損害賠償を求めた訴訟で和解が成立し、指定暴力団組長とその指定暴力団のナンバー2らが

※いずれの事件についても、訴訟を提起した被害者に対しては、警察が保護対策を行い、被害者が暴力団等から報復を受けることはありませんでした。



神奈川県暴力追放推進センターの主な活動

- 1 暴力団員が行う不当な行為を防止する広報活動
- 2 民間組織が行う暴力追放運動を支援する活動
- 3 暴力団員からの不当な行為に関する相談活動
- 4 暴力団から少年への働きかけを排除する活動
- 5 暴力団から離脱しようとする人を手助けする活動
- 6 暴力団員を相手とした民事訴訟等の支援活動
- 7 暴力団員の不当な行為による被害者支援活動
- 8 事務所使用等差し止め請求訴訟
- 9 不当要求防止責任者講習の実施

賛助会員の募集

公益財団法人神奈川県暴力追放推進センターでは、事業の推進を援助していただける個人、法人などの方々を賛助会員として募集しています。

1 入会手続き

- ◎入会のお申し込みは、弊センターのホームページ「賛助会員の募集（入会のお申し込み・賛助会員登録フォーム）」をクリックして、申込書に所定事項を入力し、送信してください。
- ◎入会のお申し込みは、個人、法人及び事業者団体に限らせていただきます。

2 年会費（4月1日から翌年3月31日までの一年間）

- ◎会費は、個人1口5千円、法人及び事業者団体1口2万円です。
- ◎個人、法人及び事業者団体ともに1口以上何口でもご自由です。
- ◎弊センターは、公益財団法人の認定を受けておりますので、税制上の優遇措置が認められます。



会員プレート

もし暴力団から不当な要求があったら

■神奈川県警察本部暴力団対策課

ナクナレ要求
 不当要求相談電話 ☎0120-797049
 条例専用電話 ☎0120-110675

■(公財)神奈川県暴力追放推進センター

〒231-8403 横浜市中区海岸通2-4

警察本部庁舎内

ヤクザゼロ
 ☎045-201-8930
 ヤクザゼロ
 ☎045-663-8930